

せたな町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）の公表
および修正等の経緯につきまして

1. 第1回ゼロカーボン推進協議会以降から公表までの修正更新等の経緯について
第1回協議会以降の修正・更新等の経緯は以下に示す通りです。

促進区域に係る北海道の基準の検討内容等を踏まえて、関係機関に意見照会を行い、修正を行い、11月中旬から町のホームページにて公開しました。

| 時 期 | 内 容 |
|---------|-------------------|
| 9月上旬から | 環境省北海道環境事務所への意見照会 |
| 9月下旬から | 北海道への意見照会 |
| 10月下旬から | 協議会委員への意見照会 |
| 11月中旬から | せたな町ホームページにて公開 |

表 第1回ゼロカーボン推進協議会以降に修正した主な内容

| 修正箇所 | 修正内容 | 修正理由 |
|-------------------------|---|--|
| p. 8 | ・土地利用のデータを2022年度に更新 | ・最新データに更新 |
| p. 18 p. 19 p. 24 | ・対象とする公共施設の見直し ・ZEH, ZEB との効果の関係に伴う二酸化炭素削減量等を修正 | ・対象とする公共施設の見直しを行い、それに伴って修正をしました。 ・屋根置き太陽光発電導入促進（住宅）の二酸化炭素削減量についてはZEHによる効果とダブルカウントされていたため修正しました。 |
| p. 30 | ・ゾーニング等の検討にあたって行った協議会等での取組について、参考資料を参照するよう追記。 | ・意見照会における錦澤先生のご意見を踏まえて、参考資料において、協議会等において行った勉強会や出前授業等を追記するとともに、本文との紐づけを行いました。 |
| p. 33 | ・上記を踏まえて表中の太陽光導入量を修正 ・現在検討中の道基準を踏まえて修正する旨を追記 | (同左) |
| p. 34 | ・促進区域を促進エリア及び調整エリアに修正 ・調整エリアで事業を行う場合の留意事項を追記 ・風力発電事業の各施設とエリア区分との関係を追記 | ・最大限の再エネ導入を見すえて、条件を満たせば、調整エリアにおいても事業が可能となるよう修正しました。 ・ゼロカーボン推進協議会での金子先生のご意見を踏まえ、調整エリアで事業を行う場合について、町として求めていく事項を追記しました。 ・風力発電事業について付帯施設とエリア区分との関係を明確にするため、表で整理しました。 |
| p. 35 | ・風力発電事業と同様に、調整エリアで事業を行う場合の留意事項を追記 | ・ゼロカーボン推進協議会での金子先生のご意見を踏まえ、調整エリアで事業を行う場合について、町として求めていく事項を追記しました。 |
| p. 37 | ・風力発電施設が地域の景観を引き立てる効果が期待できる旨を追記。 | ・意見照会における牛山先生のご意見、デンマークでの取組事例などを踏まえて追記しました。 |
| 参考-1 | ・対象とする公共施設の見直し | ・対象とする公共施設の見直しに伴い面積を修正しました。 |
| 参考-2 | ・対象とする公共施設及び町有地の位置図の追加 | ・位置図を整理し、追記しました |
| 参考-3 | ・促進区域として促進エリアと調整エリアを対象に記載 ・中学生を対象とした出前授業や町民を対象とした勉強会を開催した旨を追記 | ・促進区域とする促進エリア及び調整エリアの範囲を明確にするよう図面を修正しました。 ・出前授業や勉強会など、協議会を通して行った様々な取組を追記しました。 |

上記以外にも誤字脱字等は細かい誤字脱字を修正しました。